

固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

会津若松市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者（被相続人）が死亡したため、会津若松市税条例第 74 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する「現所有者（相続人の代表者）」を次のとおり申告します。

申告者 ※自署又は記名押印	フリガナ		
	氏名	被相続人との続柄：	
	住所	☐ 〒 - ☐ 会津若松市	
	電話	- -	
現所有者 （相続人の代表者） ※自署又は記名押印	☐ 申告者と同じ（以下記入不要です）		
	フリガナ		
	氏名	被相続人との続柄：	
	住所	☐ 〒 - ☐ 会津若松市	
	電話	- -	

記

1 被相続人（所有者） （共有の場合は代表者）	フリガナ			
	氏名			
	死亡時の住所 （住民登録の住所）	☐ 申告者と同じ ☐ 会津若松市		
	死亡年月日	令和 年 月 日		
2 相続登記の状況 または予定	1. 完了している （令和 年 月 日登記済）			
	2. 予定あり （令和 年 月頃）			
	3. 予定なし			
3 他の相続人 ※現所有者以外 （裏面につづく）	氏名	住所	被相続人との続柄	

(固定資産現所有者申告書 裏面)

3 他の相続人 (表面のつづき)	氏名	住所	被相続人との続柄

- 1 固定資産税（土地・家屋）の納税義務者は、その年度の1月1日（賦課期日）現在において土地または家屋の課税台帳、もしくは補充課税台帳に所有者として登録されている者となっていますが、賦課期日前にその方が死亡しているときには、賦課期日時点においてその土地または家屋を現に所有する方が納税義務者となります。
- 2 この場合の現に所有するとは、登記上の所有者が死亡したことによってその土地または家屋を賦課期日現在民法その他の規定により実際に所有することで、主にいわゆる法定相続人が該当します。
- 3 法定相続人が複数いる場合には民法898条の規定により、相続人の共有財産となり、地方税法第10条の2第1項の規定により連帯納税義務が発生するため、現に所有する方（相続人）の把握および納税通知書（納付書）を代表してお受け取りいただく方を決めていただくものが今回お送りした「固定資産現所有者申告書」です。

※連帯納税義務者とは

複数の相続人で共有する固定資産は、相続人の方全員を共有者として課税することとなっています。この場合固定資産税は連帯してお納めいただくことになっており、納付書をそれぞれの持分にに応じて分割して発行することは出来ないため、納付書は代表者の方へお送りすることになります。

- 4 この届出は、固定資産税の納税における名義の指定であって、土地または建物登記簿の所有者名義の変更まで及ぶものではありません。登記簿所有者の名義変更は、登記所（法務局）において別途手続きが必要ですのでご注意ください。
- 5 相続人が複数いる場合、どなたを代表としても結構ですが、あくまでも相続権を有する方の中からお決めいただく必要がありますのでご注意ください。
- 6 相続人全員が相続放棄の手続きが済んでいる場合等は、お手数ですが税務課家屋・償却資産グループ（TEL0242-39-1225）までご連絡ください。

【市使用欄】

本人確認 ※2点確認は【A】を2点、または【A】1点と【B】1点で確認します。【B】2点は不可	
1点確認	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 旅券（パスポート） ☐ 身障手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ 住基カード（顔写真付） ☐ その他（ ）
2点確認【A】	☐ 健康保険証 ☐ 介護保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 年金証書 ☐ 住基カード（顔写真無） ☐ 生保受給者証 ☐ 高齢受給者証 ☐ 住民票写し ☐ 母子健康手帳 ☐ 後期高齢者医療被保険証 ☐ 障がい者医療費受給者証 ☐ その他（ ）
2点確認【B】	☐ 預金通帳 ☐ キャッシュカード ☐ 診察券 ☐ 学生証 ☐ 納税通知書 ☐ その他（ ）
そのほか	☐ 口頭質問 ☐ 職員確認 ☐ 本人確認不可

義務者番号	現コード	新コード	死亡者宛名コード		
	☐ 座・納組		土・家（登・未）	単・共	課・免・非
	☐ 座・納組		土・家（登・未）	単・共	課・免・非
	☐ 座・納組		土・家（登・未）	単・共	課・免・非
	☐ 座・納組		土・家（登・未）	単・共	課・免・非

備考	
----	--

処理者	土地	家屋・償却